

双葉町イノシシ等野生動物被害対策資材購入事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示により、長期の避難を強いられ、自らが管理できない双葉町内の農地の荒廃に派生して被害が及んでいる家屋の被害防止の対策のため、双葉町イノシシ等野生動物被害対策資材購入事業補助金（以下、「補助金」という。）の交付に関し、双葉町補助金等の交付等に関する規則（昭和41年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

- 第2条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、平成23年3月11日に双葉町に住所を有し、家屋を所有していた世帯の世帯主とする。
- 平成23年3月11日に双葉町外に住所を有し、双葉町内に家屋を所有している者は補助対象者とする。
 - 第1項及び前項の所有者から承継があった場合はその承継者の世帯の世帯主を補助対象者とする。

(補助対象)

- 第3条 補助の対象となる事業は、イノシシ等野生動物から、双葉町内の自己の所有する家屋への被害防止のために要した経費（以下、「補助事業費」という。）とする。
- 補助事業費は、新たに購入した資材（コンパネ、アニマルネット、トタン、金網、ワイヤーメッシュ、電気柵（※別表設置基準）、忌避剤等の消耗品）購入費とし、電気柵や資材を設置するための費用は対象外とする。

(補助金の額)

第4条 補助金は、予算の範囲内において交付し、その額は、前条の補助事業費の2分の1の額（1,000円未満は切り捨て）とし、補助対象者1人当たり50,000円を限度とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- 事業計画書（様式第2号）
- 収支予算書（様式第3号）

(3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付の制限)

第6条 この補助金の交付回数は、補助対象となる家屋を所有する世帯につき、交付申請する年度内に1回までとする。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、第5条に規定する補助金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付の可否についての決定を行うものとする。

2 町長は、前項の決定をしたときは、補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、事業を完了したときは、実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、当該事業が完了した日から起算して10日以内、又は補助金の交付があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第6号)
- (2) 収支清算書(様式第7号)
- (3) 資材購入を証明する領収書の写し
- (4) 購入した資材の数量が分かる明細書または納品書の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付請求)

第9条 町長は実績報告書の内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

2 前項の通知を受けた補助対象者が、補助金の交付を請求するときは、補助金交付請求書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(3) 事業の施行方法を不相当と認めたとき。

(4) 不正の手段により補助金を受けたとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附則

この要綱は令和2年9月15日から施行する。